

公表論文の扱いに関するガイドライン

平成24年4月1日

園芸学研究科博士後期課程学位審査基準および論文提出による学位審査基準に示す要件の公表論文については以下の扱いとする。

(生物資源科学コース、食料資源経済学コース)

1. 第三者による客観的かつ公正な査読 (peer review) を経た論文とする。
2. 以下のような場合には、基本的には公表論文として認められない。ただし必要に応じて学位審査委員会で審議の上、コース会議にはかり、最終的には教授会での判断に委ねることができる。
 - ・ 査読制度があっても一部大学紀要等にみられるように閉じた範囲での査読しか行われておらず、それゆえ客観的公正な査読が行われているか疑わしい場合
 - ・ 一部シンポジウムのプロシーディングス等、アブストラクト査読のみしか行われていない場合
 - ・ 同じ学術団体内で出版している論文と区別した形態、例えば技術報告集等の公表方法が設けてあり、査読過程はありつつも査読基準が通常の論文と違うため、ゆえに一般的な論文の水準に至らない可能性が疑われる場合

(緑地環境学コース)

1. 第三者による客観的かつ公正な査読 (peer review) を経た論文とする。
2. 学位審査委員会で下記3に示すように内容を総合的に評価した上で、コース会議の審議を経て、最終的には教授会での判断に委ねる。
3. 学位審査基準に示す要件の公表論文数はあくまでも学位論文の審査における第三者評価を確認するためである。審査にあたっては当該公表論文の性質、内容や執筆経緯、学位論文との関係性を含めて総合的に評価するものとする。

注：このガイドラインは改正後の申請者から適用する。